

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた対応について  
(期間延長)

令和3年3月8日  
日本下水道事業団

当事業団におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、役職員を対象に在宅勤務（テレワーク）及び時差勤務の積極的な活用を図り、社会的に要請される業務の継続を図っております。

3月5日、特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の期間が延長されましたので、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県内の4都県内の事業所に勤務する職員等については、引き続き、出勤者数の7割削減を目指し可能な範囲で最大限の在宅勤務として引き続き適切な感染防止策等に取り組むこととしており、緊急事態措置区域以外でも、都道府県の要請等を踏まえテレワーク等を可能な範囲で推進しております。皆様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解を賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 実施内容

在宅勤務対象者：本社（研修センター含む）、東日本設計センター、関東・北陸総合事務所（埼玉事務所、千葉事務所及び神奈川事務所を含む）（ただし、やむを得ず出勤せざるを得ない者を除く。）。

勤務体制等：出勤者数の7割削減を目指し、可能な限り最大限テレワークを活用  
テレワーク勤務以外の職員等は時差勤務を積極的に活用  
出張はTV会議等を活用する等原則控える

実施予定期間：令和3年3月21日（日）まで

2. 期間中における連絡方法

基本的にはメールでの連絡をお願いします。なお、緊急の場合等には、別添の電話連絡先へお願いします。

以上